

四日市市告示第 189 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年 3月 31日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理 番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	日永西140号線	日永西四丁目704-3 日永西四丁目704-1	5.0~10.6	32.7
2	西富田53号線	西富田二丁目419-1 西富田二丁目419-3	5.0~8.5	29.6